

社会調査 第9回・第10回

早稲田大学政治経済学部

2018年度秋学期

西郷浩(前半)・土屋隆裕(後半)

本日の目標

- 第9回講義
 - 国勢調査について
 - 人口動態調査について
- 第10回講義
 - 人口統計の見方(続き)

第9回 国勢調査について

- 実施部局
 - 総務省統計局
- 周期調査
 - 西暦の末尾が0または5の年
 - 末尾0の年：
 - 大規模調査年
 - 末尾5の年
 - 簡易調査年
 - 1920(大正9)年に第1回

国勢調査について

- 調査の規模
 - － 全数調査
- 調査対象
 - － 調査単位(抽出単位)
 - 世帯
 - － 統計単位(集計単位)
 - 世帯と世帯員(個人)
 - － 詳細はH27(2015)年国勢調査を使って説明

H27年国勢調査について

1. 調査の目的

- － 国内の人口・世帯の実態の把握
- － 各種行政施策その他の基礎資料の獲得

2. 調査の時期

- － 平成27年10月1日0:00時現在

3. 調査の根拠法令

- － 統計法第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」(国勢統計を作成するための調査)として

H27年国勢調査について

- 具体的な事項について
 - － 統計法の下に定める各種の法令
 - » 国勢調査令(昭和55年政令第98号)
 - » 国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)
 - » 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

4. 調査の地域

- － 我が国の地域
 - 除外(国勢調査施行規則第1条に規定される)
 - － 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
 - － 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

H27年国勢調査について

5. 調査の対象

- － 調査時において、本邦内に常住している者
 - ・ 常住している者
＝当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者
 - ・ 例外的な扱い(事例)
 - － 通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
 - － 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

H27年国勢調査について

- 本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象とする。

- 例外

- » 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- » 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6. 調査事項（[調査票](#)参照）

- 世帯員に関する項目

- (1) 氏名；(2) 男女の別；(3) 出生の年月；
(4) 世帯主との続柄；(5) 配偶の関係；(6) 国籍；(7) 現住居での居住期間；(8) 5年前の住居の所在地；(9) 就業状態；(10) 所属の事業所の名称及び事業の種類；(11) 仕事の種類；(12) 従業上の地位；(13) 従業地又は通学地

H27年国勢調査について

－ 世帯に関する項目

- (1)世帯の種類；(2) 世帯員の数；(3) 住居の種類；
(4) 住宅の建て方

7. 調査の方法

－ 調査系統

- 総務省統計局－都道府県－市町村－国勢調査指導員－国勢調査員
 - － 市町村によって、臨時の公務員として一般から公募することあり。
 - » 例：東京都

H27年国勢調査について

－ 調査方法

- 調査員等が、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。
 - － 世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。
- その後、調査員等がインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。
 - － 世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。
- 調査員が接触できなかった世帯
 - － 世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

H27年国勢調査について

8. 集計の方法

- － 国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。
 - 欠測処理の例
 - － 世帯補定システム

9. 集計結果の公表

- － 別紙参照

国勢調査について

- 総務省統計局

- <http://www.stat.go.jp/index.html>

- 今日のこれまでのスライドは、ここからの抜粋が主である。

- [Q&A](#)

- 国勢調査に関する国民の素朴な疑問が分かる。

人口動態調査について

- 実施部局
 - 厚生労働省
 - 第2次大戦前：内閣統計局
- 経常調査
 - 毎年実施
 - 速報、月報（概数）、年報（確定数）
- 調査規模
 - 全数

人口動態調査について

- 人口動態調査の沿革
 - 1872(明治5)年開始
 - 1871年制定の「戸籍法三十三則」が根拠。
 - 出生と死亡のみ調査
 - 1884(明治17)年
 - 婚姻と離婚が加わる。
 - 1886(明治19)年
 - 死産が加わる。

人口動態調査について

－ 1898(明治31)年

- 民法制定 → 戸籍法施行
 - － 登録制度が法体系的に完備

－ 1899(明治32)年

- 個別票(1事件1枚)作成 → 内閣統計局で集計
 - － それ以前は、主として市町村によって年報で出生・死亡等の発生数が報告されていた。

－ 参照文献

- 厚生労働省大臣官房統計情報部『人口動態調査必携』平成24年

人口動態調査について

- 以下、調査の概要
 - https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei17/dl/01_cho.pdf

人口動態調査について

1. 調査の目的

- － 我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ること

2. 調査の対象及び客体

- － 届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死亡
 - ・ 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」が根拠。

3. 調査の期間

- － 1年間(毎年1月1日から12月31日)に日本において発生した日本人の事象を客体とする。

人口動態調査について

4. 調査の方法

- － 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成。

5. 報告の系統

- － 市区町村—保健所—都道府県—厚生労働省



保健所を設置する市・特別区

6. 結果の集計

- － 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

人口動態調査について

7. 調査の根拠法令

- － 人口動態調査令、人口動態調査令施行細則、死産の届出に関する規程、死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令、戸籍法、戸籍法施行規則など

8. 調査事項

- － (1) 出生票：出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び年齢等出生届に基づく事項
- － (2) 死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項

人口動態調査について

- － (3) 死産票：死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項
- － (4) 婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項
- － (5) 離婚票：夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項
- － 調査票

9. 調査の方法

- － 調査の系統を参照

人口動態調査について

10. 調査票

- － 法律の変更によって修正が加わることが多い。

リーディング・リスト

- 国勢調査

- 相原茂・鮫島龍行編(1971)『統計日本経済』筑摩書房
- 佐藤正広(2002)『国勢調査と日本近代』岩波書店
- 佐藤正広(2015)『国勢調査 日本社会の百年』岩波書店
- 藤田峯三(1995)『新国勢調査論』大蔵省印刷局
- 藤田峯三(1995)『人口ランキング データで読む国勢調査』大蔵省印刷局

第10回 人口統計の見方

- 別スライド